

いしかわ里山サポーター規約

(名称)

第1 この活動組織の名称は、いしかわ里山サポーターとする。

(目的)

第2 過疎化・高齢化の著しい進行により人材の確保が困難となっている県内中山間地域において、集落・地区・農林漁業者が行う共同活動等を支援するとともに、これらの活動を通じて中山間地域の関係人口の拡大を推進することにより、中山間地域の活性化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3 活動内容は、次の活動とする。

- (1) 中山間地域の集落・地区・農林漁業者が行う共同活動等に対するボランティア活動
- (2) 中山間地域が行う地域活性化のための活動に対する支援
- (3) 中山間地域の住民との交流活動
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

2 活動内容は、中山間地域の集落・地区から依頼のあった活動とし、活動への参加は、いしかわ里山サポーターの登録者の自主的な判断により決定するものとする。

3 いしかわ里山サポーターの活動は、中山間地域の活性化等に貢献する活動であって、原則として無償で行うものとする。

(会員)

第4 いしかわ里山サポーターは、第2の目的に賛同し、第3の活動内容への参加の意思表示を行った者をもって構成する。

2 いしかわ里山サポーターへの登録は、別に定める方法により手続きを行うものとし、脱退は本人からの申し出によるものとする。

(運営)

第5 いしかわ里山サポーターの運営は、県が行うものとし、その事務局は里山振興室が担当する。

(その他)

第6 この規約に定めるもののほか、いしかわ里山サポーターに関する必要な事項は事務局が定める。

附則

この規約は、令和8年4月1日より施行する。